

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進事業等

平成25年度補正予算額：4,255百万円

●既に発生した不法投棄・不適正処理への対策

- 不法投棄等は行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去等事業を実施。

都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

産廃特措法に基づく支援（平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象※）

- 産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。
- 産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援

補助対象：都道府県、廃棄物処理法上の政令市
補助率：有害産業廃棄物1/2、その他の産業廃棄物1/3



※平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、別途の財政支援措置。

日本経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 - 5. 長期的に持続可能な経済社会の基盤確保 - (2) 地球環境への貢献
「国民が良好な環境を享受することができるよう、環境汚染への対策、自然との共生、循環型社会の実現に取り組む。」

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

日本産業再興プラン - 5. 立地競争力の更なる強化 - ④都市の競争力の向上

「外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。」